

# 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年4月9日

世田谷区

## 1. 業務概要

### (1) 件名

旧花見堂小学校の「記憶の継承」企画（伐採樹木活用等）業務委託

### (2) 事業の目的

花見堂小学校の跡地に竣工する区立花見堂複合施設は、地域住民と区も参加したワークショップを継続しながら施設の理念を検討し、基本構想を取りまとめた。小学校が、地域のコミュニティの中心として存在してきたことを将来に伝えその役割を担う場所となることを目指し、小学校等で育った木々を活用する住民参加の取り組みを行う。

### (3) 業務内容

花見堂複合施設の開設（令和3年10月竣工、12月頃施設開設予定）に向け、旧花見堂小学校で伐採、および移転する代田南児童館で「伐採ワークショップ」を実施して伐採した樹木を活用した取り組みを行う。

#### ①支給材（伐採樹木）による家具・什器等製作業務

「支給材（伐採・保管樹木）一覧表」（別紙1）参照

- ・製作に関連し、地域住民が参加できる取り組みを企画・実施すること。
- ・令和2年伐採ワークショップで樹木の伐採作業（約87名参加）に参加した地域住民が、自分たちが伐採した樹木が新しい施設で活かされる過程を実感できる取り組みとなることを考慮すること。

什器等の配置場所（想定） 花見堂複合施設1階フリースペース

#### ②別途、地域住民を中心に企画・実施する予定の花見堂複合施設オープニングイベントでの実施を企画すること。

#### ③以上を進めるにあたっての運営

- ・会場の確保を除く事前準備・会場設営・開催当日に必要な物品の準備。
- ・広報物原稿の作成。
- ・開催前、区との事前打ち合わせ及び必要に応じて地域住民との打ち合わせ。

#### ④支給材について

- ・支給材の状況については「支給材（伐採・保管樹木）一覧表」（別紙1）を確認すること。
- ・今契約は、保管場所からの引き取りから対象となる。

- ・家具・什器を製作するにあたり、支給材で不足あるいは不適な材料については、受託者側で別途、適切な木材を用意して使用すること。

#### (4) 履行期間（期限）

契約の日から令和4年3月25日まで

### 2. 参加資格要件

企画提案書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）による措置を現にうけないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止および入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- (6) 平成23年度以降に伐採した樹木を住民参加で活用する業務の受託実績を有すること。

### 3. 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

### 4. 質問

質問締切：令和3年5月7日（金）

質問回答：令和3年5月10日（月）

### 5. 企画提案書の特定

参加資格が確認できた者に対して選考を行い、審査結果の評価合計点が第1順位の提案者を委託先の第一候補者として特定する。

## 6. 企画提案書を特定するための評価基準

審査の項目	審査の視点
A 実績	①同種業務実績が十分か ②地域精通度があるか
B 予定担当者の資格・業務実績	①同種業務実績が十分か ②地域精通度があるか ③建設に関する知識があるか
C 提案内容	①業務の目的・内容の理解度が高いか ②業務の特性、目的を適切に把握した提案となっているか (着眼点、課題の明確化、解決方法等) ③実現性と説得力のある提案となっているか
D 資料作成能力	①提案内容がわかりやすくなっているか ②見せ方として構成が効果的か
E スケジュール	①業務目的実現のため適切なスケジュールとなっているか ②業務量の整合が取れているか

## 7. 手続き等

### (1) 担当部課

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール8F

世田谷区北沢総合支所地域振興課 担当 渡邊・後藤

電話：03-5478-8045/FAX：03-5478-8004

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期間 令和3年4月9日(金)～令和3年4月26日(月)

(※土曜・日曜・祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで

2) 場所及び方法

①世田谷区ホームページよりダウンロード

区トップページ→北沢→「旧花見堂小学校の「記憶の継承」企画(伐採樹木活用等)業務委託」プロポーザルを実施します

②上記(1)にて窓口配布(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

- 1) 期限 令和3年4月26日(月)午後5時必着
- 2) 場所 上記(1)に同じ。
- 3) 方法 持参または郵送(書留または配達記録郵便)による。

(4) 企画提案書の提出期限並びに場所及び方法

- 1) 期限 令和3年5月25日(火)午後5時必着
- 2) 場所 上記(1)に同じ。
- 3) 方法 持参または郵送(書留または配達記録郵便)による。

8. その他

- (1) 本件に関する説明会は実施しない。
- (2) 提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。なお、提出された提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得ることとする。
- (5) 提案書提出後においては、原則として提案書に記載した内容の変更を認めない。
- (6) 区は提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。
- (7) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (8) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。
- (9) 当該案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)は区が公表できることとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 契約保証金 免除
- (12) 契約書作成の要否 要
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 「7. 手続き等(1)」あて
- (14) 応募に当たり、知り得た情報については守秘義務を遵守すること。
- (15) この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を通知し、協議を申し出ること。